

年度			職員数	正科生徒
明27	42	37		
二	八	五	九三	二
三	一〇五	一〇二	五六	一〇五
九三	三	一二五	九八	九五
三	三五	一二三	二三五	一六一
九六	二六九	二六九	(内等科は六)	九六
二	八	五	三	二
合計				
学級数				

「小学校令」改正され、尋常小学校の義務制が六年となる。

義務教育四年生最後の卒業生三八名が出る。内一七名が六年制に進む。

高等科を併設し、長谷尋常高等学校と改称する。高等科併設と共に、高等科に農業科を加設し、実習地四畝歩を借りうける。

学校林八箇所に松・桧の苗六、〇〇〇本を植林する。

増築校舎成り、落成式を挙行する。

学校基本財産蓄積のために糲の徵収を始める。
高畠原基本林に松苗一、一〇〇本を植える。

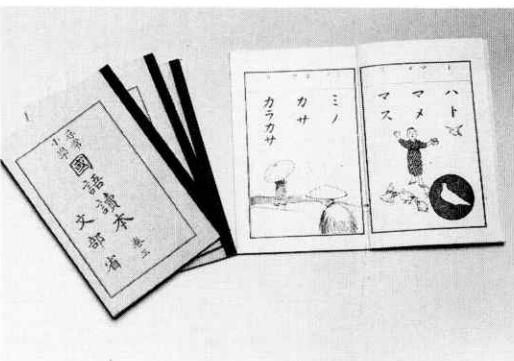
大正	明45	明43・4・25	明43・3	明42・4	明41・3	明40
----	-----	----------	-------	-------	-------	-----

△教育指針（抜粋）

一、剛毅、勇敢、進取の気象の鍛錬、紀律の養成に特に力を注ぎ、一般訓練の徹底方に一層の努力をなすべきこと。

一、体力養成に資するため、特に徒競走を盛に行なわしむること。
一、学校実習地をして産業計画に資する諸種の試作をなし、村民指導の資料に供すべきこと。

▼大正時代から昭和初期の国語読本



▶明治41年10月13日 戻申詔書発布になる
(この日が毎年運動会であった)

御名御璽

朕惟ニ方今人文日一就リ月ニ將ミ東西相倚り彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ
共ニス朕へ爰益々國交修メ友義修シ列國トニ永ク其ノ慶ニ賴ラ
コトヲ期ス願ニルニ日進ノ太勢ニ文ヨモ惠澤ヲ共ニセントスル固ヨリ
内國運ノ發展ニ須ツワ戦後日尚淺ク庶政益々更張ヲ要スク一上下心フニシ
忠實業ニ服シ勤儉庶マ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ質ニ就キ荒
怠相識メ自彌息マサルヘシ
抑々我ガ神聖ナル祖宗遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星
ノ如シ寔ニ克ク格ニ治誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方
今ノ世局ニ處シ我ガ忠貞ナル民情ノ協調ニ倚藉シテ維新ノ黒猷ヲ恢弘シ祖
宗ノ威徳ヲ對揚セんコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ